

第1章 はじめに

我が国では世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展しており、本市においても、市の人口に占める65歳以上の高齢化率は平成25(2013)年に21%を越え、いわゆる「超高齢社会」に突入しています。

加齢により移動が困難になる方や身体に障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるために、本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備するとともに、生活道路のバリアフリー化を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

これまでも、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下「バリアフリー基本構想」とする。)を策定し、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺、京成津田沼駅周辺及びJR新習志野駅周辺等のバリアフリー化を推進してきました。

また、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」とする。)は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30(2018)年にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月に施行(一部の規定は平成31(2019)年4月施行)されました。

この改正では、全ての国民が分け隔てられることなく共生できる社会の実現を目指す理念のもと、バリアフリー法に基づく措置は「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に資することを目的に行わなければならないことが明確に位置付けられました。

さらに、令和2(2020)年には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点から施策の充実などソフト対策の強化を目的としてバリアフリー法の一部が改正され、令和2(2020)年6月及び令和3(2021)年4月に施行されました。

これらを踏まえ、高齢者や障がいのある人等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「基本構想」を発展的に見直し、令和8年3月に「バリアフリー基本構想」の一部改訂を行いました。

これを受け、バリアフリー基本構想で定められたバリアフリー事業について、「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」(以下「バリアフリー特定事業計画」とする。)として取りまとめ、各事業者が一体的・集中的に事業を実施していきます。

■ バリアフリー法の基本的枠組み

